

災害廃棄物推計量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について

平成 24 年 5 月 21 日

環境省廃棄物・リサイクル対策部

1. 災害廃棄物推計量の見直しについて

(1) これまでの災害廃棄物の発生量の推計方法

災害廃棄物の発生量については、まず、東日本大震災発生直後に、衛星画像を用いて浸水区域を特定し、これをもとに、環境省において津波により倒壊した家屋等の災害廃棄物量を推計した（平成 23 年 4 月時点では、沿岸市町村における発生量を、岩手県約 600 万トン、宮城県約 1,600 万トンと推計）。

その後、災害廃棄物の発生量が比較的少なく、仮置場への搬入が概ね終了した市町村については、搬入済量をもとに適宜推計値を見直し、より実態に近い推計量に置き換えてきている（平成 24 年 5 月 7 日時点では、岩手県約 480 万トン、宮城県約 1,570 万トン）。

(2) 岩手県・宮城県による災害廃棄物推計量の見直し内容

目標期間内（平成 26 年 3 月末まで）の処理をより確実なものとしていくためには、災害廃棄物量の正確な把握が重要であり、環境省からも広域処理を推進する観点から、処理計画や処理量の見直しを早急に進めることを、岩手県・宮城県にお願いしていたところ（4 月 23 日付け「内閣総理大臣による協力要請結果を踏まえた今後の廃棄物の広域処理の推進について」）。

このことも踏まえ、今般、岩手県・宮城県においては、以下の理由から、災害廃棄物推計量の見直しが行われた。

- ・ 市町村による災害廃棄物の一次仮置場への集積がほぼ完了し、なお解体が必要な被災家屋等の見込みが明らかになりつつあること
- ・ 相当程度の災害廃棄物が海に流出したと見込まれること、及びその引揚げ量の見込みが立ったこと
- ・ 今後の広域処理の具体化にあたり、より詳細な種類別処理量の精査が必要であること

具体的な見直しの内容としては、

- ① 測量による一次、二次仮置場に搬入された災害廃棄物の容積の把握
- ② 市町における今後解体予定の家屋、公共建築物等の棟数の把握
- ③ 実績を踏まえた海からのがれきの引揚げ量の推計

を実施し、推計される体積から災害廃棄物の種類別の比重を用いて重量に換算している。したがって、今後処理が必要な災害廃棄物として、より実態に近い推計となっているものと考えられる。

(3) 岩手県による災害廃棄物推計量の見直し結果

推計の結果を処理の地域別に整理すると下表のとおり。なお、これらの数字は県に処理を委託されている量に加えて、市町村独自の処理量を含むものである。

表 岩手県における災害廃棄物推計量の見直し結果（地域別）

地域名	当初推計量* (万トン)	見直し推計量 (万トン)	差 (万トン)
久慈	26.9	30.2	3.3 (増)
宮古	106.2	140.8	34.6 (増)
釜石	125.9	130.3	4.4 (増)
大船渡	176.3	223.8	47.5 (増)
合計	435.3	525.0	89.7 (増)

※岩手県当初推計量：岩手県災害廃棄物処理詳細計画（平成23年8月30日）

岩手県における見直し結果は、これまでの推計量と比較すると、いずれの地域も増加している。岩手県では、これまでの仮置場への搬入済量に基づく推計値の見直しにより、既に実態に近い数字となっており、むしろ今回の見直しでは、主に以下の要因により増加が生じているものと考えられる。

- ① 不燃混合物中に想定以上の津波堆積物が含まれていたことなどを踏まえ、その混入を新たに計上したこと
- ② 海から引き揚げられた災害廃棄物の量を新たに計上したこと
- ③ 解体の要否が不確定でこれまでの推計に含めていなかった大型建築物等について新たに計上したこと

(4) 宮城県による災害廃棄物推計量の見直し結果

推計の結果を処理のブロック別に整理すると下表のとおり。なお、これらの数字は県に処理を委託されている量のみであり、市町独自の処理量は含まれない。

表 宮城県における災害廃棄物推計量の見直し結果（地域別）

ブロック名	当初推計量 (万トン)	見直し推計量 (万トン)	差 (万トン)
気仙沼	159.0	137.0	22.0 (減)
石巻	685.0	312.0	373.0 (減)
宮城東部	46.0	30.0	16.0 (減)
亘理名取	201.0	185.0	16.0 (減)
県直接発注分*	16.0	12.0	4.0 (減)
合計	1,107.0	676.0	431.0 (減)

※県直接発注分：女川町から東京都への搬出分等

宮城県における見直し結果は、これまでの推計値と比較すると、相当量の減少が見られる。宮城県では、石巻市をはじめ災害廃棄物の発生量が極めて多く、家屋等の解体に時間を要している市町においては、仮置場への搬入済量に基づく推計値の見直しが行われていない場合があるため、主に以下の要因により減少が生じているものと考えられる。

- ① 浸水被害を受けた地域にあって、解体の可能性があるとして当初推計された家屋等のうち、相当数が津波により海に流出したと見込まれること
- ② 市町によっては、解体せずに補修する家屋等が相当数生じていること
- ③ 当初県への処理委託分と見込まれていた災害廃棄物の一部が、市町の独自処理により既に処理されている場合があること

(5) 災害廃棄物推計量の見直し結果総括

宮城県における災害廃棄物推計量の見直しは、県が沿岸 12 市町から事務委託を受けて処理を実施する災害廃棄物に限定されており、県に事務委託をしていない市町（仙台市、利府町、松島町）の災害廃棄物の量や、県に事務委託をしている市町であっても、市町管理下の一次仮置場より市町独自で直接処理を行う量は含まれていない。

このため、宮城県内のこれらの数量については、環境省が各市町に対するヒアリング等を行ってその結果を集計し、併せて沿岸市町における災害廃棄物の推計量とした。なお、今回の岩手県による災害廃棄物推計量の見直し結果は、市町村独自の処理量を含むものであり、そのまま用いている。

この結果、平成 24 年 5 月 21 日現在、岩手県、宮城県における災害廃棄物推計量はそれぞれ 525 万トン、1,154 万トンである。このうち、仮置場への搬入済量はそれぞれ 409 万トン（78%）、937 万トン（81%）であり、既に処理処分が完了している量はそれぞれ 60 万トン（11.3%）、212 万トン（18.4%）である。

なお、宮城県内沿岸市町が独自に処理を行う量については、今後、宮城県における処理実行計画の改定に併せて確認・精査される予定である。また、災害廃棄物推計量は、今回の見直しにより、相当程度実態に近い推計値が得られているものと考えられるが、処理の進捗状況に応じて、これまでと同様、適宜推計値の見直しを行うことにより、さらなる精査を行っていく予定である。

表 岩手県・宮城県の沿岸市町全体における災害廃棄物推計量

	災害廃棄物 推計量 (万トン)	仮置場への 搬入済量 (万トン)	搬入率 (%)	処理処分量 (万トン)	処理処分割合 (%)
岩手県	525	409	78	60	11.3
宮城県	1,154	937	81	212	18.4

2. 岩手県・宮城県における広域処理の必要量について

(1) 県内処理の促進と広域処理の必要量

被災地における復旧・復興のためには災害廃棄物の早急な処理が必要であり、特に、これから夏に向けて、仮置場における衛生上の問題等が悪化することが懸念されるところ、被災地の方々の生活の場に近い一次仮置場については、一刻も早い災害廃棄物の処理が急務である。そのためには、県内処理を最大限促進すると同時に、県内処理が確定していない対象物については、積極的に広域処理を具体化していくことが必要である。

a. 岩手県

岩手県においては、県内の既存の廃棄物処理施設（沿岸市町村に加え内陸市町村の一般廃棄物焼却施設、民間のセメント会社、産業廃棄物焼却施設、リサイクル施設）を最大限活用するとともに、仮設焼却炉を2基、破碎・選別施設を地域ごとに設置し、災害廃棄物の処理を進めている。特に県内処理の促進については、太平洋セメントを拠点としつつ、内陸市町村の協力を得て焼却処理を進めるなど、昨年度から取組を継続している。主なものは以下のとおり。

- ① 太平洋セメントにおける処理 約50万トン：可燃物処理の中核として、また、不燃物をセメント原料として処理
- ② 内陸市町村における処理 約6万トン：内陸部9か所の一般廃棄物焼却施設の協力を得て処理
- ③ 産業廃棄物最終処分場（いわてクリーンセンター）における埋立 約10万トン：焼却灰及び不燃物を埋立

今回の見直しの結果、特に廃棄物としての処理が必要な津波堆積物の量が増加することから、そのうち130万トンについて復興資材としての利用を図る計画とするなど、県内での処理を拡大することとしている。

上記の県内処理により、今後必要な広域処理量は約119万トンとなり、既に処理済みの約1万トンをあわせると、全体の広域処理必要量は約120万トンとなる。

b. 宮城県

宮城県においては、4つのブロックを設け、ブロック内での処理を基本として、ブロックごとに破碎・選別施設や仮設焼却炉等の中間処理施設（仮設焼却炉計26基、この他仙台市に3基）を設置し、災害廃棄物の処理を進めている。加えて、最大限県内処理を図るため、ブロック間の融通やブロック外の県内処理の拡大を進めている。具体的には以下のとおり。

【焼却灰の処分】

- ① 焼却主灰の再生利用 約23万トン：仮設焼却炉の焼却主灰をコンクリート固化し、環境面での安全性を確認したうえで、港湾埋め立てなど土木資材として利用を図り、埋立処分量を低減
- ② 公設最終処分場の活用 約34万トン：石巻ブロック内公設最終処分場（約4万トン）、小鶴沢処理場（20万トン）、県内最終処分場（10万トン）の活用

【県内における焼却処理の推進】

- ③ 仙台市による協力 約 10 万トン：石巻ブロックの木くず等を中心とした可燃物の受入れ
- ④ 二次処理プラント間の連携 約 28 万トン：二次処理の仮設焼却炉を、ブロック間で連携し、石巻ブロック分の一部を他のブロックにて処理

上記の県内処理により、今後必要な広域処理量は 114 万トンとなり、既に処理先の確定している女川町等の広域処理分 13 万トンを加えて、127 万トン分の広域処理が必要となる。

c. まとめ

以上より、今回の見直し結果に基づく両県の県内処理量と広域処理必要量は下表のとおり整理される。

表 見直し後の広域処理必要量

	処理量 ^{※1} (万トン)	県内処理量 (万トン)	広域処理必要量 (万トン)
岩手県	474	355	119 処理済量1万トンを含めると120万トン
宮城県	676	562 ① 灰再生利用 23 ② 県内処分場 34 ③ 仙台市協力 10 ④ ブロック連携 28	114 + α ^{※2} 処理先確定分 13 万トンを含めると 127 万トン

※1 岩手県は平成 24 年度以降の処理推計量、宮城県は見直し後の県受託処理量

※2 + α は②の県内最終処分場の確保状況による

(2) 見直し後の広域処理の必要性及び処理対象物の詳細

上記のとおり、既存の施設の活用と仮設焼却炉等の中間処理施設の設置により県内において一定量の処理が確実に見込まれるほか、県内処理促進の取組により、その拡大を図ることとしているが、その結果なお県内での処理能力が不足しており、岩手県、宮城県いずれも広域処理が必要との結果となった。

a. 岩手県

岩手県においては、従来の広域処理必要量約 57 万トンに対し、見直し後は、約 120 万トンの広域処理が必要との結果（うち約 1 万トンは処理済量）となっている。

地域毎、廃棄物の種類毎の詳細な内訳は下表に示すとおり。従来の推計から柱材・角材が大幅に減少する一方で、不燃物が大幅に増大している。ただし、約 89 万トンにのぼる不燃

物については、土砂分を含むものであり、今後の検討により、県内処理、復興資材等としての利用に活路を見いだすことに努めることとされている。

表 岩手県の広域処理対象物の詳細

(単位：万トン)

	柱材・角材	可燃物	不燃物	漁具・漁網	合計
久慈	1.8	1.6	7.1	0.4	10.9
宮古	2.0	1.6	12.4	1.9	17.9
釜石	10.9	1.1	14.8	2.1	28.9
大船渡	2.8	2.0	55.1	1.1	60.9
合計	17.5	6.3	89.2	5.4	119
広域処理済量					1

b. 宮城県

宮城県においては、従来の広域処理必要量約 344 万トンに対し、見直し後は約 114 万トンに、既に処理先が確定している約 13 万トンを加え、約 127 万トンの広域処理が必要との結果となっている。

ブロック毎、廃棄物の種類毎の詳細な内訳は下表に示すとおり。従来の推計から可燃物、不燃物とも大幅に減少しているが、なお相当量の広域処理が必要となっている。

表 宮城県の広域処理対象物の詳細

(単位：万トン)

		再生利用（可燃系）			埋立処分 管理型・ 安定型	焼却処理 可燃系 混合物	合計
		木くず	プラス チック	タイヤ・ 畳等			
気仙沼	南三陸処理区	1	2	0.2	1	—	4.2
石巻ブロック		12	—	—	33	28	73
宮城東部ブロック		4	—	0.4	6	—	10.4
亶理名取	名取処理区	5	—	—	1	—	6
	岩沼処理区	2	—	—	7	—	9
	亶理処理区	0.1	0.1	0.1	19	—	19.3
	山元処理区	20	—	—	6	—	26
県内処理拡大に取り組むもの					△34	—	△34
合計		44	2	1	39	28	114
広域処理確定量(女川町等)						13	13

c. まとめ及び両県からの協力要請

従来、必要とされていた広域処理量との比較は以下のとおりであり、両県をあわせると引き続き約 247 万トン（岩手県分は処理済分 1 万トン、宮城県分は処理先確定分 13 万トンを含む）の広域処理が必要との結果となった。

（単位：万トン）

	木くず		可燃物		不燃物		合計	
	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後
岩手県	47	18	3	12	7	90	57	120
宮城県	73	44	132	31	139	39	344	127
合計	120	62	135	43	146	129	401	247

※岩手県の柱材・角材については木くずに分類。漁具・漁網については便宜上可燃物に分類しているが、実際には焼却処理を行った上で処分が行われるもの、直接埋立処分が行われるものがある。

※宮城県の再生利用（可燃系）のうち、プラスチック、タイヤ・畳等、及び可燃系混合物を可燃物に分類。埋立処分（管理型・安定型）を不燃物に分類。

以上の見直し結果を受けて、平成 24 年 5 月 21 日、岩手県及び宮城県から環境省に対して、引き続き、広域処理実現に向けた調整を行っていくことについて文書による協力要請があったところである。

3. 国による広域処理の推進について

(1) これまでの取組

岩手県及び宮城県の災害廃棄物の広域処理については、両県が策定した災害廃棄物処理の実行計画等に基づき、県内での再利用、処理をできる限り行った上で、なお県内での処理が困難と整理されたものを対象とし、昨年10月に環境省が開催した災害廃棄物の広域処理推進会議において、両県より直接参加自治体（43都道府県、74市区町村）に対し行われた協力要請を踏まえて推進してきた。

平成24年3月には、総理大臣の指示により、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、全国の自治体に対し、文書にて広域的な協力の要請を行った。

協力要請に対する自治体の回答結果を踏まえた今後の取組方針については、平成24年4月17日に開催された「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」において報告し了承された。これを受けて、平成24年4月23日には、受入可能性の高い自治体に対して最優先で広域処理の実現を図る方針を両県に示し、両県とともに取り組んできたところ（別紙：現時点における調整等の進捗状況）。

(2) 今後の取組方針

今般、岩手県及び宮城県において、災害廃棄物の処理対象量について見直しが行われ、広域処理が必要な量の見直しが行われたところであるが、より精緻な今回の検討結果においても相当量（岩手県約120万トン（処理済分約1万トンを含む）、宮城県約127万トン（処理先確定分約13万トンを含む）、合計約247万トン）の広域処理が必要との結果となった。

環境省では、今回改めて両県からなされた協力要請を踏まえ、最優先で広域処理の実現を図る自治体を示したこれまでの方針にしたがって、今回の見直し結果に基づき、廃棄物の種類ごとにきめ細かな調整を行う。具体的には以下のとおり。

a. 岩手県

岩手県の災害廃棄物の広域処理については、特に木くず・可燃物について、最優先で広域処理の実現を図る自治体8府県について数量を示した要請をしており、既に東京都、青森県、秋田県及び静岡県において受入れを実施している。また、埼玉県及び群馬県においては試験処理が既に行われ、また他の自治体においても着実に検討が進められているところであり、これらの最優先で広域処理の実現を図る自治体との調整を確実に進めることにより、早期に全体の見通しを明らかにする。

不燃物については、既に受入れが行われているのは山形県のみであるが、今回の見直しにより、土砂分を含む不燃物が大幅に増加し、その処理方法が未確定であることから広域処理対象としている。岩手県では、この不燃物について県内処理、復興資材等としての利用の活路を見いだすことに努めることとしている。

このような県の取組を支援するため、環境省において復旧復興のための公共工事における

再生資材としての利用促進方策を整理し、早急に示すこと等により、県内再生利用の拡充を図る。また、必要に応じて民間施設の活用も含めた追加的な広域処理について調整を図る。

b. 宮城県

宮城県の災害廃棄物の広域処理については、既に東京都、青森県、山形県で可燃物、木くず、不燃物の受入れが行われているが、量的には限定的なものであり、見直しにより減少した広域処理量に照らしても、そのほとんどは処理先の目処が立っていない。このため、引き続き最優先で広域処理の実現を図る自治体について調整を進め、早期の具体化を図る。なお、これらの自治体の受入れ条件と合わない場合には、広域処理に関する協力要請に対し具体的な御回答をいただき、引き続き検討を行っていただいている自治体とも適宜調整を行う。

不燃物の埋立については、宮城県においても課題となっているところであり、岩手県の場合と同様に、環境省において復旧復興のための公共工事における再生資材としての利用促進方策を整理し、早急に示すこと等により、県内再生利用の拡充を図るとともに、必要に応じて民間施設の活用も含めた追加的な広域処理について調整を図る。

岩手県と最優先で広域処理の実現を図る自治体における進捗状況

東京都	進捗状況	○岩手県分の受入れ発表（H23.9.28）。 ○宮古市分を民間施設にて処理。先行事業分約921トン（H23.11.2～12.2）、本格処理約6,417トン（H23.12～H24.3）を実施し、現在継続中（12,000トン）（H24.4～6）。
群馬県	搬出側	岩手県山田町、大槌町、宮古市、大船渡市、陸前高田市
	種類	可燃物・木くず
	数量	83千トン
	進捗状況	○吾妻東部衛生施設組合（中之条町、東吾妻町、高山村）が宮古市の可燃物15トンについて試験処理を実施（H24.4.10～12）。 ○桐生市が宮古市の可燃物40トンについて試験処理を実施予定（H24.5.31～6.1）。
神奈川県	搬出側	岩手県大船渡市、陸前高田市等
	種類	木くず
	数量	121千トン
	進捗状況	○神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市で検討中。
静岡県	搬出側	岩手県（山田町、大槌町）
	種類	木くず
	数量	77千トン
	進捗状況	○静岡県が岩手県と「災害廃棄物の処理に関する基本協定」を締結（H24.5.14）。 ○島田市が山田町分10トンの試験処理を実施（H24.2.16）。山田町分年間5,000トンの本格処理を開始予定（H24.5.24～）。 ○裾野市が山田町分4トンの試験処理を実施（H24.5.16）。 ○静岡市が山田町分29トンの試験処理を実施予定（H24.5.23、24）。
青森県	搬出側	岩手県県北（洋野町、久慈市、野田村、普代村）
	種類	可燃物・木くず
	数量	116千トン（宮城県分を含む。）
	進捗状況	○岩手県、八戸市及び八戸セメント株式会社の3者間で基本協定を締結し（H24.3.1）、野田村分の試験処理を実施（木質系、可燃系、不燃系約15トン）（H24.3.23～）。 ○岩手県久慈市と洋野町が、各々八戸市及び八戸セメント株式会社の3者間で基本協定を締結し（H24.4.27）、計10

		トンの試験処理を実施（H24. 5. 10）。
秋田県	搬出側	岩手県県北（洋野町、久慈市、野田村、普代村）及び宮古市
	種類	可燃物・木くず・不燃物
	数量	135 千トン
	進捗状況	○秋田県が岩手県と基本協定（H24. 2. 7）、覚書（H24. 3. 8）を締結し、岩手県野田村の災害廃棄物 56,500 トンと宮古市の可燃系混合物 5,200 トンの処理を受託。 ○大仙美郷環境事業組合（大仙市、美郷町）が宮古市の可燃系混合物（木質系）約 20 トンの試験処理を実施（H24. 3. 26～28）。本格処理を実施中（H24. 4. 23～2 年間で可燃系混合物（木質系）5,200 トン処理予定）。 ○秋田市が野田村の可燃系混合物 276 トンの試験処理を実施中（H24. 5. 19～5. 22）。
山形県	搬出側	岩手県釜石市
	種類	木くず・不燃物等
	数量	150 千トン（宮城県分を含む。）
	進捗状況	○「災害廃棄物等の山形県内への受入れに関する基本的な考え方」表明（H23. 8. 11）。 ○県内の民間施設にて、釜石市分の処理を実施中（H24. 3 月末現在、宮城県分を含め約 5 万トン処理）。
埼玉県	搬出側	岩手県県北（洋野町、久慈市、野田村、普代村）
	種類	木くず
	数量	50 千トン
	進捗状況	○太平洋セメント（株）熊谷工場及び埼玉工場、三菱マテリアル（株）横瀬工場にて、野田村分の木くず約 84 トンの試験処理を実施（H24. 3. 25）。
大阪府	搬出側	岩手県宮古市、山田町、大槌町、大船渡市及び陸前高田市等
	種類	可燃物・木くず
	数量	180 千トン
	進捗状況	○「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を策定（H23. 12. 27）。
北海道	進捗状況	○北海道が道内各自治体に対し「東日本大震災に起因する災害廃棄物の広域処理への協力について」との協力要請を发出（H24. 3. 23）。 ○苫小牧市が宮古地域の木質系災害廃棄物を受け入れる際の「災害廃棄物に関する安全基準に対する考え方」を表明（H24. 5. 18）。
千葉市	進捗状況	○災害廃棄物の受入れについて、岩手県と調整中（H24. 3. 16）

		～)。
北陸【新潟県、 富山県、石川 県等】	進捗状況	<p>○新潟県では、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市 の5市が受入れを検討する旨表明（H24. 3. 31）。</p> <p>○富山県が受入れ検討のための基本的枠組みについて岩手 県と覚書を交換（H24. 4. 9）。受入れ検討中の市町村等に て住民説明会を開始（H24. 4. 25～）。</p> <p>○石川県では、金沢市が「金沢市災害廃棄物受入れ可能性検 討会」を設置（H24. 4. 24）。輪島市が放射性セシウム濃度 測定のため、宮古市でサンプリング予定（H24. 5. 22）。</p> <p>○福井県では、敦賀市が試験焼却に関する受入基準設定 （H24. 5. 2）、住民説明会を開催予定。高浜町が試験焼却 を実施予定。</p>

：環境省からの要請内容（H24. 3. 23、H24. 3. 30）

宮城県と最優先で広域処理の実現を図る自治体における進捗状況

東京都	進捗状況	<p>○宮城県分の受入れ発表（H25.3.までに女川町分約10万トン処理予定）（H23.11.24）。</p> <p>○東京二十三区清掃一部事務組合にて、女川町分の試験処理を実施（H23.12.7～20）。本格処理を実施中（H24.3.1～）。</p> <p>○石巻市の廃置7,250トン（H24.6～9）について、都内の民間廃棄物処理施設における受入れ予定を発表（H24.5.21）。</p>
青森県	搬出側	宮城県石巻ブロック（石巻市、東松島市、女川町）及び気仙沼市
	種類	可燃物・木くず
	数量	116（千トン）（岩手県分を含む。）
	進捗状況	<p>○青森県三戸町の民間施設にて、南三陸町の災害廃棄物の処理を実施（不燃物4,939トン）（H23.8.9～H24.3.28）。</p> <p>○気仙沼市内分の受入れについて、関係5自治体で合意書締結（木くず約3,960トン／民間施設にて処理）（H24.2.17）。本格処理1,595トンを実施し（H24.2.20～3.28）、現在継続中（H24.4.24～）。</p> <p>○宮城県、八戸市及び八戸セメント株式会社の3者間で基本協定を締結し（H24.3.1）、石巻市分の試験処理を実施（廃飼料約10トン）（H24.3.9）。本格処理を実施中（19,000トン処理予定）（H24.3.22～）。</p>
山形県	搬出側	宮城県気仙沼市、石巻市、松島町、多賀城市、仙台市、亶理名取ブロック（岩沼処理区）等
	種類	木くず、不燃物等
	数量	150（千トン）（岩手県分を含む。）
	進捗状況	<p>○「災害廃棄物等の山形県内への受入れに関する基本的な考え方」表明（H23.8.11）。</p> <p>○県内の民間施設にて、多賀城市、気仙沼市、仙台市、石巻市、松島町、利府町分の処理を実施中（H24.3月末現在、岩手県分も含め、約5万トン処理）。</p> <p>○山形市の民間施設にて、岩沼市の木くずの処理を実施中（H25.3までに約6,000トン処理予定）（H24.4.25～）。</p>
茨城県	進捗状況	○茨城県及び県内市町村が、広域処理受入に向け、石巻市及び女川町の災害廃棄物処理現場を視察（H24.4.23～24）、以後協議中。

		○古河市が石巻市の災害廃棄物の再生利用を市内民間施設で実施するため、宮城県との事前協議を実施中。
三重県	進捗状況	○三重県、市長会及び町村会が、災害廃棄物の広域処理への対応に係る合意書及び覚書を締結（H24. 4. 20）。 ○三重県が宮城県との間で、災害廃棄物に係る広域処理に関する基本的な事項について確認書を締結（H24. 4. 27）。
主に大阪湾広域臨海環境整備センターを活用することを検討している自治体【滋賀県、京都府（京都市）、兵庫県】	進捗状況	○関西広域連合が「関西広域連合における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する考え方」をとりまとめ、大阪湾広域臨海環境整備センターに対し、大阪湾フェニックス処分場での具体的な受入方法・処分方法等を検討し、国の個別評価を前提に取り組むことを要請（H24. 3. 27）。同センターは、具体的な受入方法・処分方法等の検討を関西広域連合と協力して進めることを発表（H24. 4. 21）。
福岡県	進捗状況	○北九州市が「災害廃棄物の受入に関する検討会」を開催（H24. 5. 1）し、試験処理の実施を了承。石巻市分 80 トンの試験焼却を実施予定（H24. 5. 23～）。

■：環境省からの要請内容（H24. 3. 30）

※最優先で広域処理の実現を図る自治体については、今後の状況に応じて変更があり得るものであり、受入れについて具体的な御回答をいただいた、栃木県、千葉県、山梨県、岐阜県、愛知県、鳥取県、島根県について、引き続き検討を行っていただいているところ。